

海外流出防止に向けた農産物の知的財産管理に関する検討会 中間論点整理

改正種苗法が施行され、育成者権者が登録品種の海外持出制限や自家増殖の許諾制を活用し、育成者権の保護・活用に取り組み易くなった。一方、優良な品種の開発者である公的機関等では、登録品種の適切な管理や海外流出防止対策の徹底が難しい現状にある。

また、既に多くの優良な品種が海外に流出し、その生産が無秩序に拡大していくことは国内生産者に不利益を及ぼすものである。

こうした課題の解決に向けた検討を行い、今回、中間とりまとめとして対応の方向性を整理した。今後、検討をさらに深め、年内を目途に育成者権管理機関のあり方について最終とりまとめを行う。

I 現状と課題

1. 種苗法が改正され、育成者権者が登録品種の海外持出制限や自家増殖の許諾制を活用し、海外流出防止に取り組み易くなったものの、特に公的機関や個人育種家、中小の種苗会社では、知的財産権を管理する体制や予算が限られる中、登録品種の管理を十分に行うことが困難である。この結果、改正前と同様に種苗の増殖実態の把握ができないなど、実効的な流出対策がとられていない。
2. 侵害対応に当たっては、監視による早期発見・対応、継続性が不可欠であるが対策の徹底が困難である。特に、公的機関等の育成者権者自らが海外での侵害の監視・対応を行うことは非常に難しく、対策が不十分な現状にある。また、種苗会社が単独で海外における侵害に対峙することも非常に負担が大きく困難である。
3. 公的機関の品種は、国内農業への普及を第一義としており、開発コストを種苗の価値に反映できていないことから、知的財産権の管理や侵害対策のための経費が十分でなく、品種開発への投資も難しい状況にある。また、許諾料が低廉なことより、損害賠償額の推定額も低額にならざるを得ず、侵害に対する抑止力として十分に機能していない。
4. 育成者権は、他の知的財産権に比較して権利数が少なく、侵害が起きても訴訟に至る例が少ないことから、専門人材が不足している。
5. 公的機関では、優良な品種を速やかに普及させるため、品種登録出願から品種登録されるまでの間（仮保護期間中）に、農業団体等に種苗の増殖を委託する場合があるが、この間に種苗が流出した場合、対応が困難となる。また、品種開発段階から流出するリスクもある。

II 対応の方向

これらの課題に対応するため、育成者権の管理については以下の方向で対応していくことが必要。

1. 海外への流出を防止するためには、育成者権を適切に活用しつつ保護していくという発想が必要であり、意図しない海外流出ではなく、管理された海外生産も含めて、国内農業の振興や輸出戦略と整合する形で育成者権の保護・活用を図る仕組みが必要である。
2. このため、育成者権者の意向を踏まえ育成者権の信託や利用権の設定等を受け、専任的に知的財産権の管理、国内外での侵害の監視・対応、海外ライセンスを行うことができる育成者権管理機関を設置すべきである。
3. 育成者権の管理については、一定のコストがかかることを前提に、育成者権管理機関において、育成者権者の意向を踏まえ、国内で囲い込み重点的に守る、海外ライセンスを適切に行い活用する、広く共有する等、品種に応じた保護・活用を図ることが適当である。
4. 公的機関等の品種の海外ライセンスに際しては、日本からの輸出や国内農業へ不利益を及ぼすことのないよう取り組む必要がある。育成者権管理機関において、品目や対象国の選定、適切な契約・管理を行える体制を整え、公的機関等の育成者権者が国内農業者の利益に資する形で安心して権利を預けられるようにする必要がある。
5. 海外ライセンス等から得られた許諾料を育成者権者に還元し、品種開発への投資を促進する必要がある。また、公的機関が開発したものの利用されていない品種から海外生産に適した品種を再評価することや、事前に適応性試験を行うことも適当である。
6. 海外での育成者権の保護・活用の前提として、無断栽培のリスクが高い品目については、侵害が多い国に対して早期に品種登録を行う必要がある。このため、育成者権管理機関において海外出願の支援や代行を行い、育成者権者の負担を軽減する必要がある。
7. 仮保護期間中や、特に海外へ流出することの影響が懸念される品種については、国内の利用に際して契約等により、品種の管理を徹底する必要があるため、育成者権管理機関による関与が適当である。
8. 海外での侵害の監視・対応の実効性を高めるため、海外の育成者権管理機関と連携し、侵害に対して適切に対応し、抑止力となることが期待される。
9. 海外での模倣品を排除するためには、育成者権と商標権の双方を活用して対策を講じることが効果的である。その上で、生産者や販売者を会員に限定し、契約で流通量や品質等を厳格に管理できるクラブ制の取組も有効である。
10. 育成者権は私的な権利であることや、ライセンスは商行為であること、侵害の監視・対応にあたっては迅速な対応が必要であること等から、育成者権管理機関の運営は民間が主体となることが適切である。一方、育成者権管理機関は、国内農業の振興や輸出促進との連携等、国の施策の実現に向けて役割を果たしていく必要がある。このため、国の適切な関与が必要である。

11. 国内農業の振興や輸出促進、品種開発に関わる幅広い民間機関等の参画による中立的な組織とし、育成者権者の意向を踏まえ、国内農業の振興に資する公正な運営が図られるような組織形態や意思決定のあり方が必要である。
12. 育成者権管理機関は、品種の保護・管理に要する費用を海外ライセンスによる許諾料等により得ることで、自立的に運営することが必要であるが、国内農業の振興及び輸出促進に資する取組を推進する観点から、登録品種の適切な管理、海外での品種登録、国内外での侵害の監視・対応等、国の施策の実現に向けて必要な活動については、国が支援することが適当である。また、海外の法律事務所等と連携する輸出支援プラットフォームを最大限活用し、官民連携による侵害の監視・対策に取り組むことが必要である。

Ⅲ さらに検討が必要な課題

1. 育成者権の管理の方法については、育成者権者の意向や、育成者権の管理及び侵害が起きた際の権利行使の実効性を考慮し、管理機関の組織形態や意思決定のあり方とあわせて検討する必要がある。
2. 育成者権管理機関が対象とする品目や国、商標権の活用やクラブ制でのライセンス等のビジネスモデルを含め、育成者権管理機関の具体的な業務のあり方の検討が必要である。
3. フランスの SICASOV や、AIB (Anti-Infringement Bureau) 等の海外の育成者権管理機関の事業内容、侵害の監視・対応の方法、ライセンスの管理方法等について調査する必要がある。

(参考) 育成者権管理についての主な意見

1. 育成者権や許諾契約に関する理解や認識の不足により、登録品種の無断増殖や第三者への譲渡などが行われる例もみられ、このような意図しない侵害行為が流出につながる可能性がある。
2. 公的機関の登録品種は、国内の農業生産での利用を目的に開発されたものであり、農業の現場では、許諾契約に基づいて登録品種を利用するという文化が定着していない。
3. 海外ライセンスは、日本から青果物の輸出ができない国や日本産では現地の価格ニーズに合わない国での市場の獲得、日本から輸出できない時期を海外生産で補完する周年供給体制の構築を目的とするなど、国内農業に資する形で取り組む必要がある。
4. 海外流出による国内農業への影響を考慮し、果樹、イチゴ、カンショなどの品目について、育成者権が適切に保護される国や日本からの輸出先国での管理を優先的に行う必要がある。また、一つの品種が流出すると、輸出への影響は品目全体に及ぶ可能性があるため、多様な品種を管理することが望ましい。
5. 海外での侵害に対しては、海外ライセンス先の事業者が現地で監視・対応を行うことが効果的であり、育成者権管理機関はライセンス先の管理・監督を担う必要がある。
6. 果樹苗木業者は小規模なところが多く、今後、苗木の供給不足が懸念される。このため、生産力が高く、種苗の流出防止のための管理体制を備えた果樹苗木業者を戦略的に育成し、安定的な果樹苗木の供給体制を整備する必要がある。
7. 育成者権管理機関における侵害対策を実効的なものとするため、研究機関と連携し、簡易かつ安価に使用できる DNA 品種識別技術の活用を進める必要がある。